報告 農2

全 員 協 議 会 資 料 平成29年(2017)6月26日 農林水産部森林政策課

有害鳥獣捕獲活動中における事故の発生について

1. 発生日時

平成29年6月10日(土)午前8時50分頃

2. 発生場所

出雲市西林木町 林道西林木線沿い山林内

3. 被害者

出雲市中野美保北在住 80歳 男性

4. 事故の発生状況

ニホンジカの捕獲許可を受け、出雲市有害鳥獣捕獲員の78歳男性と80歳男性2 人で捕獲活動を行っていたところ、78歳男性が発砲した散弾銃の弾が、80歳男性 の右腕に誤って当たる事故が発生しました。

現場は囲い罠による捕獲を約15年間実施しており、当日もニホンジカ2頭が囲い 罠に入り、止め刺しのため発砲したものです。

5. 被害者の怪我の状況

右腕を銃弾が貫通し骨折、入院治療中で命に別条はありません。

6. 事故後の市の対応

事故当日に、出雲市有害鳥獣捕獲班員に対し、事故の発生について緊急連絡するとともに、捕獲活動中における安全対策と注意を徹底するよう要請しました。

6月12日に文書により、有害鳥獣捕獲活動中における安全対策について周知徹底 を図りました。

6月15日に有害鳥獣捕獲班臨時班長会を開催し、今回の事故と同様な囲い罠及び 猟犬による捕獲を当面の間、自粛することとしました。また、今後、猟銃の取扱いに 関する安全講習会を県並びに猟友会とともに開催する予定です。

